

第1章 所沢市図書館ビジョンの策定について

1. 「所沢市図書館ビジョン」策定の目的

図書館法第7条の2の規定に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）」において、図書館は、社会の変化や地域の実情に応じた基本的運営方針の策定と公表、指標を選定し目標を設定するとともに、点検及び評価の実施に努めることなどが規定されています。

近年、市民の暮らしを取り巻く環境は、少子高齢化の急激な進行、経済危機による財政状況の変化、高度情報化の著しい発展や地域コミュニティ機能の衰退、気象災害による深刻な状況など、大きく変化してきています。

「所沢市図書館ビジョン」は、所沢図書館が時代の変化に柔軟に対応し、市民の生涯学習を支える知識と情報発信の拠点として、質の高いサービスを提供する図書館であるための方向性を示すとともに、その実現に向けた施策を進める指針とすることを目的に策定いたしました。

2. 「第2次所沢市図書館ビジョン」策定の背景

所沢図書館では、平成25（2013）年3月に「所沢市図書館ビジョン」（以下、「第1次ビジョン」）を策定し、「図書館は市民文化の創造と発展を支える地域の情報拠点である」という基本理念と、「暮らしの中に図書館を」という運営の基本方針のもと、多様化・高度化する市民の要望にこたえるべく、図書館サービスを計画的に推進してきました。

第1次ビジョンの計画期間中にも、市民の暮らしや図書館を取り巻く環境は大きく変化しています。

人生100年時代を迎え、生涯学習機会へのニーズの高まりなどから、公共図書館への関心と期待も大きくなっています。

生涯の学びを支える社会教育施設としての役割に加え、新たにまちづくりの中心となる図書館、また賑わいを創出する場としての図書館など、各自治体の実状に合わせた様々な図書館が現れています。

課題解決に役立つ情報拠点としての図書館が注目される一方で、市民からは「居場所」としての役割も求められるようになってきました。

また、インターネットの普及に伴いパソコンやスマートフォン等からの情報が流通し、図書館としてもデジタルメディアへの対応が必要となっています。

このような状況の中、第1次ビジョン計画期間の終期に際し、所沢市においても新たな図書館像を構想する必要性が出てまいりました。

所沢図書館が目指すべき方向性を新たに定め、基本理念の実現を目指すため、「第2次所沢市図書館ビジョン」（以下、「第2次図書館ビジョン」）を策定するものです。